

さ情審査答申第147号
平成29年10月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年10月9日付けで貴職から受けた、『種は船プロジェクト in さいたま』の負担金及び支出並びに入札等に関する行政情報・トリエンナーレ統括ディレクターと業務委託会社（有）P3の関係がわかるもの（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

異議申立人からの行政情報開示請求に対し、実施機関は保有する行政資料（実行委員会が保有する資料の写し）の全部を特定し開示しており、異議申立自体失当である。

よって、本件異議申立ては却下すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の原本による開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。
開示された文書は、原本を保有していないとして写しの開示であったが、一部開示の文書以外は原本での開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のよう
に説明している。

「種は船プロジェクト in さいたま」は、「朝顔の種の形をした船」（船名：TANeFUNe）でさいたま市と東京湾をつなぐ水路をたどりながら、人と人、地域と地域をつないでいくアートプロジェクトであり、平成28年にさいたま市で開催する国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ2016」のプレイベントの一つとして開催したものである。

さいたまトリエンナーレについては、経済界、教育界、自治会、マスコミ等の関係者から広く、かつ効率的、効果的に意見等をいただき、開催準備、開催運営を進めていくために、実行委員会形式で実施しており、さいたま市スポーツ文化局（文化庁文化振興課）が事務局として、事務処理を担っている。

本件請求に対して、本件対象行政情報の原本は、さいたまトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の保有する文書であるため、請求日以前に実行委員会より提供を受けた写しを特定した。そのうち、「種は船プロジェクト in さいたま」の負担金及び支出並びに入札等に関する行政情報として、当該イベントに関する業務の業者選定から契約に至る情報を、トリエンナーレ統括ディレクターと業務委託会社（有）P3の関係がわかるものとして、業務委託会社の登記簿を、平成27年8月20日付で、さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当する箇所を不開示としたうえで、一部開示の決定を行ったところ、異議申立人から異議申立書が提出された。

異議申立人が開示せよと主張する開示対象となった行政情報の原本は、実行委員会が保有しているものであり、実施機関としては原本を保有しておらず、実行委員会から提供を受けた原本の写しを保有していたことから、原本の写しを行政情報として特定したものであり、原本の写しを開示したことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人が平成27年8月6日付けで行った開示請求に対し、実施機関が特定した、「さいたまトリエンナーレ2016」に関する業務の業者選定から契約に至る情報一式の写しと業務委託会社の登記簿の写しである。そのうち個人の氏名、最寄り駅、通勤経路、住所を条例第7条第2号を理由に不開示としたところ、異議申立人は、不開示とされた情報の開示を求めるのではなく、開示された情報が写しであったとし、原本による開示を求め異議申立てを行ったものである。

2 実施機関の保有する行政情報について

(1) 「さいたまトリエンナーレ2016」は平成28年（2016年）9月から12月にさいたま市で行われた国際芸術祭であり、平成27年度

には開催に先立ちイベントが実施された。

- (2) 主催者は、さいたま市長を会長とする「さいたまトリエンナーレ実行委員会」であり、スポーツ文化局文化部文化振興課が事務局として事務処理を担当しているものの、上記実行委員会とスポーツ文化局文化部文化振興課は別組織であり、実行委員会が各種業者等と締結した契約書の原本は実行委員会が保有する文書であり、実施機関は保有していない。

3 本件処分の当否について

異議申立人は条例第7条第2号の規定に該当する特定の個人を識別することができる個人情報を開示としたことについては異議を申し立てていないことから、実施機関が原本を開示していないという異議申立てについて検討する。

実施機関が特定した行政情報は、実行委員会が保有する原本の写しではあるが、上述のとおり、実施機関は、実行委員会からの提供を受け、それを保有している。

そして、実施機関は開示にあたって保有する文書全部をもって開示請求に対応したものである。

- 4 したがって、本件異議申立ては異議申立ての利益がなく異議申立自体失当であるといわざるを得ないため、本件異議申立てについては、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月9日	諮問の受理（諮問第392号）
②	平成29年4月20日	審議
③	同年7月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年9月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)